

建学発 2016—第 0127 号

2016 年 10 月 5 日

文部科学大臣

松 野 博 一 様

一般社団法人 日本建築学会

会 長 中 島 正 愛

奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存活用に当たり、
その一部を国立建築博物館とすることについて

標記建物については、2015 年 6 月 10 日付け建学発 2015-第 0069 号（別紙 1）により、その高い文化的意義と歴史的価値について本会の見解を示し、法務大臣に対してその保存活用の要望を行わせていただいたところ、法務省において PFI 手法を活用しながら標記建物の保存活用を検討している旨承っております。

さて、本会では、かねてから国に国立建築博物館の設立を要望しているところですが、標記建物は、その活用にあたり一部を国立建築博物館として使用することが最も相応しい建物と考えております。

つきましては、今後の保存活用に向け、貴省において標記建物を国の重要文化財としてご指定いただきつつ、PFI 手法による活用が円滑に進められるよう柔軟な対応を図るとともに、貴省の文化庁が所管する国立近現代建築資料館（東京都文京区湯島）の機能を標記建物の一部に移転し、国立建築博物館として改組の上運営いただくことをお願い申し上げます。本要望は内閣官房長官、法務大臣にも提出する所存です（別紙 2，別紙 3）

なお、本会としては、標記建物の保存活用については、建築博物館としての活用はもとより、今後も学術的な観点から様々な点において、協力が可能である旨を申し添えます。

建学発 2015-第 0069 号
2015 年 6 月 10 日

法務大臣 上 川 陽 子 殿

一般社団法人 日本建築学会
会 長 中 島 正 愛

奈良少年刑務所の保存活用に関する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の活動につきましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、奈良少年刑務所については移転の計画もあるように仄聞いたしております。

本会では以前より我が国近代建築の調査研究を行い、その成果を『日本近代建築総覧』にまとめ、1980（昭和 55）年に刊行しております。その中で本建築は価値高い近代建築として記されておりますことをご高承のことと存じます。

本建築は欧米水準の行刑施設を建設するという明治初年からの懸案を実現すべく、1901（明治 34）年に起工し、1908（明治 41）年に竣工を見たものであります。大アーチとドームによって印象的な外観を見せる表門をはじめとして諸施設の意匠は非常に優れています。それと同時に、欧米によく学んだ施設の構成はこの時点の日本の刑務施設の最高水準を示しており、しかも建設当初からほとんどその様態を変えておりません。その建築的価値は別紙「見解」に記されたとおり、近代日本の歴史的建築資産としてきわめて高く、かけがえのない存在であります。

貴下におかれましては、この貴重な建物の持つ高い文化的意義と歴史的価値についてあらためてご理解いただき、本建築の保存活用を図るための方途を積極的にご検討下さるよう、お願い申し上げます。

なお、本会はこの建築の保存活用に関して、学術的観点からのご相談をお受けいたします。

敬具

法務省矯総第2595号
平成28年8月22日

一般社団法人 日本建築学会
会長 中島 正愛 殿

法務省矯正局長
富 山 聡

奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存・活用について

貴学会におかれましては、平素から、矯正施設の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、昨年6月10日付け建学発2015-第0069号をもって、法務大臣宛てに奈良少年刑務所の保存に関する御要望を頂いておりますところ、今般、本年度末をもって奈良少年刑務所における受刑者の収容業務を停止し、同所の赤れんが建造物を保存・活用していく方針を決定いたしました。

今後は、文化庁等の協力を得ながら、PFI手法を利用し、同建造物を活用しながら保存する方策を検討していくこととしております。

つきましては、その方策を検討するに当たって、学術的観点から貴学会の御助言を賜わりたく、御協力方、何とぞよろしくお願い申し上げます。

建学発 2016—第 0162 号

2016 年 12 月 22 日

内閣官房長官

菅 義 偉 様

一般社団法人 日本建築学会

会 長 中 島 正 愛

奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存活用に当たり、
その一部を国立建築博物館とすることについて

標記建物については、2015 年 6 月 10 日付け建学発 2015-第 0069 号（別紙 1）により、その高い文化的意義と歴史的価値について本会の見解を示し、法務大臣に対してその保存活用の要望を行わせていただいたところ、法務省において PFI 手法を活用しながら標記建物の保存活用を検討している旨承っております。

さて、本会では、かねてから国に国立建築博物館の設立を要望しているところですが、標記建物は、その活用にあたり一部を国立建築博物館として使用することが最も相応しい建物と考えております。

つきましては、今後の保存活用に向け、文部科学省において標記建物を国の重要文化財としてご指定いただきつつ、PFI 手法による活用が円滑に進められるよう柔軟な対応を図るとともに、同省の文化庁が所管する国立近現代建築資料館（東京都文京区湯島）の機能を標記建物の一部に移転し、国立建築博物館として改組の上運営いただくことを、法務省、文部科学省の両省に要望いたしました（別紙 2，別紙 3）。本要望について、内閣の重要政策を企画立案・総合調整する立場から、実現に向けご協力いただけるようお願い申し上げます。

なお、本会としては、標記建物の保存活用については、建築博物館としての活用はもとより、今後も学術的な観点から様々な点において、協力が可能である旨を申し添えます。

建学発 2016—第 0161 号

2016 年 12 月 22 日

法務大臣

金 田 勝 年 様

一般社団法人 日本建築学会

会 長 中 島 正 愛

奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存活用に当たり、
その一部を国立建築博物館とすることについて

標記建物については、2015 年 6 月 10 日付け建学発 2015-第 0069 号（別紙 1）により、その高い文化的意義と歴史的価値について本会の見解を示し、貴大臣に対してその保存活用の要望を行わせていただいたところ、貴省において PFI 手法を活用しながら標記建物の保存活用を検討している旨承っております。本会の要望を踏まえ、標記建物の保存活用を検討していただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、かねてから国に国立建築博物館の設立を要望しているところですが、標記建物は、その活用にあたり一部を国立建築博物館として使用することが最も相応しい建物と考えております。このため内閣官房長官、文部科学大臣に文部科学省文化庁が所管する国立近現代建築資料館（東京都文京区湯島）の機能を標記建物の一部に移転し、国立建築博物館として改組の上運営していただくことを要望する所存です（別紙 2，別紙 3）。

標記建物を所管する貴省において、上記趣旨を御理解の上、御検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、本会としては、標記建物の保存活用については、建築博物館としての活用はもとより、今後も学術的な観点から様々な点において、協力が可能である旨を申し添えます。